

A Qualitative Study on Psychological Support for Domestic Violence Victims with Difficulties about Judiciary or Reconciliation Procedures

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-04-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 嶋, 美香, 本田, りえ, 小西, 聖子 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/426

調停または裁判手続きに困難を抱える DV 被害者に対する 心理的支援の質的研究

A Qualitative Study on Psychological Support for Domestic Violence Victims with Difficulties about Judiciary or Reconciliation Procedures

嶋 美 香
SHIMA, Mika

本 田 り え
HONDA, Rie

小 西 聖 子
KONISHI, Takako

【要 旨】

本研究では、調停または裁判手続きに困難を抱えるドメスティック・バイオレンス（以下、DV）被害者に対してより良い支援のあり方を探ることを目的とし、DV被害者の心理的支援に対する主観的体験を通して回復プロセスに対する仮説生成を図り、回復を促進させる要因について検討した。調査は調停または裁判手続き困難に特化した心理的支援を受けたDV被害女性5名に対し半構造化面接を行い、逐語データを質的分析方法である修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）によって分析した。その結果、調停または裁判手続き遂行あるいは心理的支援参加の動機づけを高める要因として、本人および他者からの「症状・困難さの理解」が示され、現実場面に則した「心理教育」の重要性が見出された。さらに、心理的支援の一環として段階的な調停や裁判に関連する「情報のインプット」と、手続きや出来事に伴う「感情のアウトプット」を繰り返すことで「馴化」がおり、「不安・恐怖感の減少」や「客観的視点の獲得」がもたらされ、「自己肯定感の回復」や「達成感」へと繋がったことが示された。これらの結果をもとにDV被害者が調停または裁判手続きを行うにあたって、司法領域からの支援のみならずトラウマ反応に対する心理教育をはじめとした心理的支援の必要性が示唆された。

キーワード：DV被害者 調停または裁判 心理的支援 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ

【問 題】

1. 離婚原因からみた DV の現状

平成 21 年度の厚生労働省による「離婚に関する統計」では、2008 年の離婚件数は 25 万 1136 組で、離婚率（人口千対）は 1.99 であった（厚生労働省，2009）。また、同統計の家庭裁判所の婚姻関係事件数における年次・夫妻の申し立ての動機別申し立て総数に対する割合（1 件につき 3 個まで重複計上）は次の通りであった。

夫による離婚の申し立ての上位は、「性格が合わない（62.1%）」「異性関係（18.2%）」「家族親族と折り合いが悪い（15.7%）」「異常性格（14.5%）」「精神的に虐待する（13.7%）」であり、他には、「暴力を振るう（7.5%）」「生活費を渡さない（2.6%）」「浪費する（13%）」であった。

一方、妻からの申し立ての上位は、「性格が合わない（44.2%）」「暴力を振るう（29.4%）」「異性関係（26.1%）」「精神的に虐待する（25%）」「生活費を渡さない（23.5%）」「浪費する 16.0%」であった。夫による離婚の申し立てにおいては、夫婦間・異性・家族親族など対人関係の問題が上位に占めているのに対し、妻からの申し立てにおいては夫の申し立ての上位に見られなかった夫からの身体的・経済的・精神的暴力が上位に挙げられており、統計的に DV による離婚申し立てが多いということが分かる。

2. DV 被害者の離婚手続き等における困難

Herman（中井久夫訳 1996）が「心的外傷からの回復の第一歩は安全感の確保である」と述べているように、心的外傷を受けた DV 被害者の回復には安全で安心できる時間や場所の確保が重要である。その手段として、加害者との離婚や資産の整理、子どもの親権等について何らかの方法で取り決める場合がある。離婚の手続きとしては、協議離婚・調停離婚・審判離婚・裁判離婚などがある。夫婦の合意のみに基づいて離婚（協議離婚）ができない場合は、離婚調停に進む。本田・小西（2010）は、子どもの親権や養育費、面接などを争う場合は現実に向き合って権利を獲得するために戦わなければならない、厳しい状況に被害者が追い込まれてしまう現状を指摘している。夫婦間での協議離婚に応じない加害者との離婚手続きを完了するには精神的、経済的困難を乗り越える必要があり、被害者が回復への一歩を踏み出すことは容易ではない。またこの時期は DV 被害者にとって症状が悪化しやすい時期（有蘭，2009；本田他，2010）でもある。この時期の困難に特化した専門的な心理的支援の必要性は高いといえよう。

鈴木・麻鳥（2004）は、援助者の存在が裁判を進めるにあたり大きな力となることを述べている。小西（2009）は、「本人が裁判という人生の一大イベントをあとから振り返って「私が決心した」「自分でやり遂げた」と思えることが大切」と述べており、裁判が被害者の自尊心の回復や無力感から解放されるきっかけにもなりうる。海外の報告では、Persons（2010）が、親しいパートナーによる暴力被害者の研究において、結果にかかわらず裁判で自らの事件を告訴する女性が、自尊心の回復を報告することが示されたと報告した。Orth（2002）の研究においては、裁判に参加する機会があることはポジティブなメンタルヘルス効果の強い予測因子の一つになると報告されている。しかしながら、このような司法とメンタルヘルスが複合的に絡んだ領域の研究や支援の検討による報告はほと

んど見られない。

3. 心理的困難の要因分析

DV における裁判をはじめとした司法手続きに関する準備として、DV の証拠となるものを用意する必要がある。医師の診断書、加害を示す写真、会話、電話や脅迫の録音テープ、加害者などの手紙が証拠となる（鈴木他, 2004）。この証拠となるものを時系列に沿って事実を整理し、記述することが求められるが DV 被害者や性被害者は事件状況や加害者の主張が記載されている書類が読めない場合が多々ある（有菌, 2009）。加茂（2004）は、調停または裁判において見られる DV 被害者の特徴として、「断片化され統合性を失った陳述」「自己評価の著しい低下を主体とする認知のゆがみ」「離婚調停における PTSD 症状の再燃」をあげている。記憶の問題や侵入症状・回避・麻痺といった DV 被害者にみられるトラウマ反応が出来事を時系列に基づいて思い出し、言語化あるいは文章化していくことを妨げてしまう。さらに加茂（2010）は、フラッシュバックのきっかけになる調停や裁判に関する回想や手記、意見書等の執筆だけでなく、弁護士との関係が夫との関係の再演を引き起こすことを指摘している。特に心理的暴力など暴力の種類によっては、第三者にその暴力について伝え、理解されるためには被害者に相当の労力を要することも考えられる。

調停や裁判など司法プロセスに特化し、認知行動療法を取り入れた心理的サポート実施の報告がある（本田・野口・嶋・小西, 2012）。調停および裁判手続きに困難を抱えている DV 被害者 5 名に対し心理的サポートを行い、各サポート（全 7 項目）についての主観的評価（5 段階）を対象者に尋ねたところ、各サポート項目において、概ね「とても役に立った」と評価した（本田他, 2012）。国内外において、PTSD 症状を呈する DV 被害者への認知行動療法（吉田・小西・井口・加茂, 2008；Kubany et al, 2004；Johnson & Zlotnick, 2009；Johnson et al, 2011）についての報告があり、DV 被害者の PTSD に焦点を当てた技法の開発や検証がなされている（中島, 2010）。しかしながら、DV 被害者の調停または裁判手続きで起こり得る困難にアプローチした心理的支援の研究や報告はほとんど見られない。薬物療法には抵抗感を示す被害者もいることから、司法手続き期日を控えた DV 被害者に極力負担の少ない心理的支援の検討が求められる。これらのことから、被害者が困難を抱えやすいこの時期に心理的支援が必要なことは当然であるとして、心理的支援の主観的体験や主観的变化を通じて、被害者に支援が及ぼす影響と共通性を分析することが必要である。

【目的】

本研究の目的は、調停または裁判手続きに困難を抱える DV 被害者にとってより良い心理的支援のあり方を探るため、心理的支援の主観的体験を通して DV 被害者の心身の回復や生活回復のプロセスに対する仮説生成を図り、回復を促進させる心理的支援の方法を検討することである。そのために DV 被害者の調停または裁判過程における心理的支援の主観的体験を抽出し、主観的体験と心理的プロセスを調査する。本研究の成果により、DV 被害者の調停・裁判手続き過程での心理的負担に対する支援の展開に寄与する知見が得られ

るものと考えられる。さらに、被害者の心身の負担が軽減することにより、被害者自身の安定した生活確立への一助となることが期待できる。

【方 法】

対象者と調査期間

A 大学心理臨床センターまたは B 精神科クリニックにて心理的支援を受けた 30 代～50 代の DV 被害女性 5 名（表 1）を調査対象者とし、半構造化面接を行った。面接は A 大学心理臨床センターの面接室にて、2010 年 11 月～2011 年 11 月に同センター相談員および筆者が行った。なお、本調査の対象となった心理的支援とは、この二つの機関において精神科医および臨床心理士が行ったものであり、調停および裁判過程にみられるトラウマ反応などの心理的困難にアプローチした心理的支援のことを指す。

表 1 調査協力者のプロフィール（インタビュー時）

名前	年齢	就労状況	司法手続き進捗状況	子どもと同居・別居 (子どもの人数)
A さん	50 代	常勤	裁判終了／離婚成立	同居（2 人）
B さん	30 代	パート	裁判終了／離婚成立	同居（2 人）
C さん	40 代	無職	裁判終了間近	別居（2 人）
D さん	30 代	常勤	調停終了／離婚成立	同居（1 人）
E さん	30 代	常勤	裁判中	同居（1 人）

調査方法

調査における面接の際に、インタビューガイドとして予めインタビューシートを用意した。インタビューシートの主な内容は、①調査協力者本人の調停または裁判の状況及び困難、②心理的支援に対する主観的体験と感想、③今後の展望あるいは求める支援等についてである。実際の面接場面では、当人の語りの流れを尊重しながら、インタビューシートに挙げた質問項目が明らかになるよう適宜質問し、調停または裁判過程での心理的支援に対する主観的体験プロセスについて尋ねた。

倫理的配慮

調査協力依頼の際には、調査協力依頼書を用いながら調査協力者に口頭で説明し、調査協力者と調査者が同意書に署名後、調査を開始した。調査協力依頼書には、調査から得られた情報が本研究以外の目的に使用されないこと、研究論文に記載される際にも調査協力者のプライバシーが保護されるよう十分に配慮することを記載した。インタビューは調査協力者の承諾を得て IC レコーダーに録音し、逐語記録をデータとして利用した。

なお、調停または裁判継続中である調査協力者がインタビューを受ける心理的・身体的負担に配慮するために、心理的支援継続中の場合は本人だけでなく支援者と相談しながらインタビュー時期を考慮した。またインタビュー実施において継続中の心理的支援の流れを崩さないよう留意した。本研究は武蔵野大学の倫理審査を申請し、承認後インタビュー

調査を実施した。なお、本研究は「女性暴力被害者への裁判のプロセスにおける心理的サポート（主任研究者：小西 聖子）」の研究の一部として行った。

分析方法

質的分析方法であるグラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、GTA）は、調査で得られた質的データにおけるプロセスを重視し、相互作用を分析する。GTAとは、社会学者の Barney Glaser と Anselm Strauss が 1960 年代に考案したものであり、概念同士の関係づけによって理論を生成する研究方法である。GTA は、研究対象とする現象がプロセス的性格をもち、人と人との相互作用が見いだされる場合に適した方法論である（木下, 1999）。さらに、修正版 GTA（以下、M-GTA）は、木下（2010）が GTA を今日的な状況に沿って実施ができるよう分析技法面や理論等において検討を重ねたものであり、調査から得られたデータに密着して分析し、理論的生成を目的としている。

本研究では、DV 被害者が調停または裁判過程で受けた心理的支援の主観的体験を明らかにすることが本研究の目的であり、主観的体験のプロセスには、心理的支援における支援者と当事者との相互作用が影響すると推測されることから、M-GTA を分析方法として採用し、分析を行った。M-GTA ではデータの切片化を行わず、「分析ワークシート」を使用しながら当事者の視点による「意味」への解釈を行う。分析にあたって、M-GTA 研究会の参加や M-GTA を用いた論文執筆経験のある研究者の助言を受けた。

分析手順

M-GTA では、まず各逐語データの分析テーマに関連する箇所に着目し、具体例を抽出する。抽出された具体例から概念を生成する手順となる。本研究で得られた概念の手続きおよび分析手順を以下に示す。

本研究における分析テーマは「調停または裁判過程において心理的支援を受けている DV 被害者の心理と主観的体験」とした。概念生成にあたり、解釈の視点となる分析焦点者は、「調停および裁判手続き過程において心理的支援を体験した DV 被害者」と設定した。概念の生成の方法としては、調査協力者のうちインタビューを最初に行った A さんの語りを見ていき、分析テーマに関連している箇所について注目し、語りの意味を解釈した。さらに、他の逐語データとの比較検討を行い、概念を一つずつ生成した。生成された概念には、概念名、定義を決め、それらと共に抜粋した具体例をワークシートに記した。

本研究で得られた概念のひとつである【加害者からの主張・反論による攻撃】を例にとると、この概念の定義は、〈加害者からの直接的な暴力とは離れているが、司法の場における加害者らしい攻撃が苦痛や困難を引き起こす〉とした。この概念のバリエーションの一つとして、A さんの「私をまた攻撃してるんだな、こっだけ自分のやりたいようにして相手をコントロールして、ひどい目に合わせて」という語りをあげた。また、概念を生成しながら、概念同士の類似や対極等の関係性、概念や定義等の変更やバリエーションの検討を行った。本研究では、最終的に 31 個の概念が生成された。オープンコーディングにより生成された多くの概念から、関連のある複数の概念をまとめた上位の概念（カテゴリー）を生成した。本研究では、10 個の中位カテゴリー、4 つの上位カテゴリーが生成された。最終的に主要なカテゴリー間関係をストーリーラインにて文章化し、DV 被害者

の調停または裁判過程における心理的支援の主観的体験プロセスの結果図(図1)を作成し、分析結果とした。

【結果および考察】

以下に本研究の結果および考察として、調査の分析で得られた概念を用いて、DV被害者の調停または裁判過程における心理的支援の主観的体験プロセスについて論じる。心理的支援と当事者の関係(相互作用)については、本研究による分析で得られた【概念】をもとに、〈調停または裁判手続きの難航〉〈心理的支援の実践〉〈困難の克服と回復〉と、その他としての〈他者とのかかわり〉からなるプロセスとして捉え、また心理的支援の主観的体験を通して見られる調停または裁判手続きや心理的变化のプロセスを分析し、結果図を図1にて示す。より詳細にプロセスを説明するために、本調査から得られた概念をもとに以下に調査結果のストーリーラインとして示す。ストーリーラインでは、上位カテゴリーおよび中位カテゴリーを〈 〉、概念名を【 】で表し、データからの引用を「 」で示す。

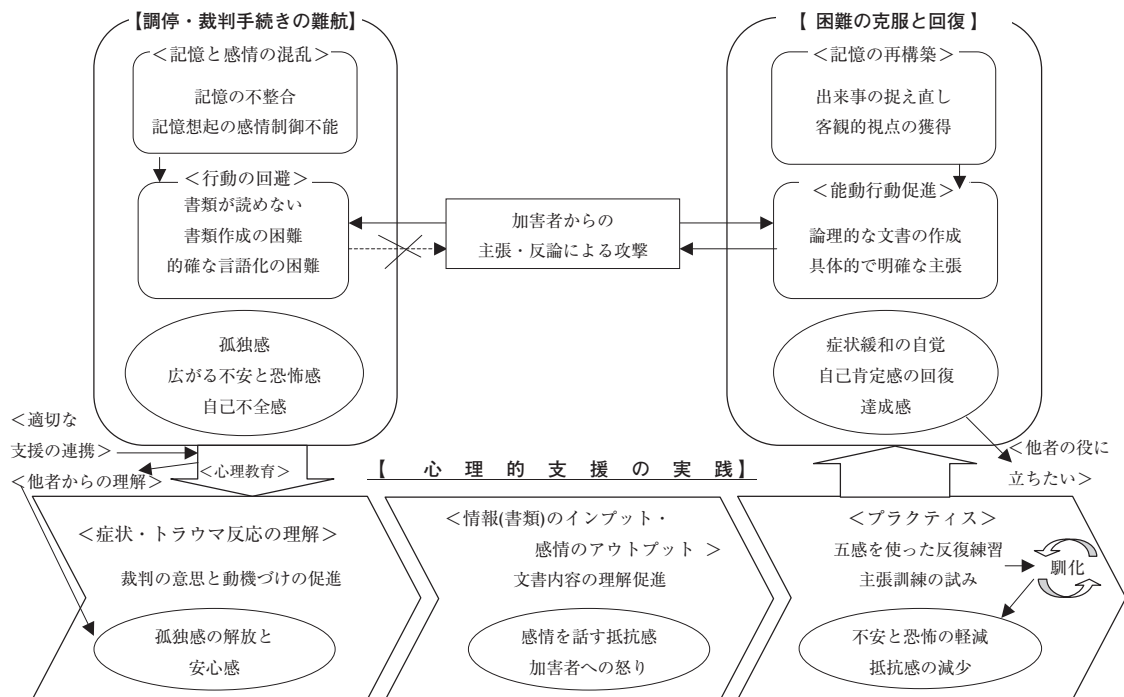


図1 DV被害者(ABCDE)の調停または裁判過程における心理的支援の主観的体験プロセス

1. 調査結果のストーリーライン

調停または裁判過程における心理的支援の主観的体験プロセスでは、当事者が心理的支援を受けるなかで、手続きにおける困難の克服と心身の回復を図りながら、調停または裁判手続きを遂行していたことが本研究において明らかになった。図1を元にしたストーリーラインを以下に示す。

〈調停または裁判手続きの難航〉

調停または裁判など司法手続きにおいて被害者は加害者との過去の出来事に曝される。夫らしい文章や夫のことが書かれた内容の【書類が読めない】。加害者に関連した事物から、【広がる不安と恐怖感】を抱えていくことになる。その苦痛が身体症状やさらなる〈記憶と感情の混乱〉を招く。加害者から離れているにもかかわらず、加害者にいまだに支配されそうで、恐怖が再燃する。また、出来事の時系列がバラバラで、順序が入れ替わることや記憶の空白といった【記憶の不整合】が、具体的な【書類作成の困難】を引き起こす。具体的に思い出せても、その時の気持ちも鮮明に思い出されてしまう。過去の出来事を思い出そうとすると、それに伴う感情が溢れるように思い出され、【記憶想起による感情制御不能】になってしまう。次第にその辛さから〈行動の回避〉が進む。行動の回避が進むと、人と関わることの回避が現れ、【孤独感】をもつ。

〈心理的支援の実践〉

心理的支援最初のステップにおいて、支援者からの〈心理教育〉により、〈症状・トラウマ反応の理解〉をする。自分自身の特異なものではなく、今ある困難や辛さは DV のトラウマによるものだと理解し、自分だけではないと分かったことや、支援者との出会いにより【孤独感の解放と安心感】を持つようになる。これまで避けていた手続きや行動について向き合うようになると、加害者への漠然と広がっていた恐怖から、【加害者への怒り】に変化し、自らの症状やトラウマ反応について理解することが【裁判の意思と動機づけの促進】になり、裁判参加や支援を受けることへの動機づけが高まる。

心理的支援の二番目のステップでは、現実暴露として加害者の事が書かれた書類の情報を読むといった〈情報のインプット〉だけでなく、相手からの書類の感想や自分の気持ちを話し合うなどの〈感情のアウトプット〉を支援者と一緒に支援の場で行う。これらは一人ではまだ怖くてできない。これまで被害者にとっては感情表出できる適切で安心な場もなかった上に、感情の麻痺や感情のコントロールが難しいことから【感情を話す抵抗感】が強いことで、言葉にならない。しかし、支援者からの励ましや、段階的に【不安・恐怖に耐える】ことで、少しずつ文書が読めるようになり、【文書内容の理解促進】が起こる。

三番目のステップでは、二番目のステップで行ったことの〈プラクティス〉を行う。司法手続きの文書に対して、目で読むといった視覚入力だけでなく、声に出して読む。さらに受けている心理的支援そのものを録音し、宿題として何度も聴くという聴覚入力など、【五感を使った反復練習】を行う。何度も繰り返し〈プラクティス〉することで【馴化】が起きる。その際に、自分の不安を不安階層表で可視化することにより、【不安の軽減】などの変化を当事者自ら手応えとして実感する。これは調停または裁判、これからの事に対して予測が立たないことからくる【広がる不安と恐怖感】とは対極例にあり、五感を使って感覚的に捉えていき、見通しの立つことが回復促進要因になる。また、馴れることで相手の主張が理解でき、そのことについて支援場面で話し合いながら、【加害者の客観的視点を持つ】ことができ、加害者の等身大に気づく。

〈困難の克服と心身の回復〉

支援場面での〈情報のインプット〉や〈感情のアウトプット〉、〈プラクティス〉によって、

今まで聴けなかった内容が聴けていることを実感するだけでなく、今まで感じていた心身症状や苦痛に対しての【症状緩和の自覚】も起こる。症状や苦痛が緩和されていくことに気づき、出来ていることも認めていくことで【自己肯定感の回復】や【達成感】が起こる。また、支援者と双方向で話し合いながら【出来事の捉え直し】をし、〈記憶の再構築〉に繋がる。記憶が整ってくることで【論理的な文書の作成】や、【具体的で明確な主張】を試みるなどの〈能動行動の促進〉に繋がる。

〈他者とのかかわり〉

プロセスの促進要因であり、後退要因でもあるのは〈他者とのかかわり〉である。その一つとして、加害者との司法の場での関わりがある。加害者と別で暮らしていても、司法手続きを通して【加害者からの主張・反論による攻撃】を受け、様々なトラウマ反応を引き起こすため、加害者である他者との関わりは回復プロセスの後退要因となる。また、弁護士をはじめ司法の専門家や家族から、DVのトラウマ反応による日常の様々な困難についての理解を得ることは容易ではなく、自分のことは誰にも理解されないものと【孤独感】に陥ることもある。

そのような中、【適切な支援の連携】により、専門的な情報やサポートを得る機会を作る。心理的支援の中で、支援者から心理教育を受け、先ずは本人が自分の困難について理解する。支援者が家族や弁護士に反応と困難さについての説明をすることも【適切な支援の連携】の一つである。【他者からの理解を得る】ことができ、他者のサポートが回復プロセスの促進要因となる。また、他者と気持ちを共有するなどのピアな関係性を育みたいという思いや、これまでの経験を活かして【他者の役に立ちたい】といった〈他者と関わり〉を求める気持ちも芽生える。

2. 心理的支援実践の意義

本研究の分析の結果、心理的支援の主観的体験として、DV被害によるトラウマ反応の〈心理教育〉、聴覚入力等の様々な感覚を用いた〈プラクティス〉によって、調停または裁判手続きで抱える困難からの回復と心理的な変化が示された。以下に、〈心理教育〉および〈プラクティス〉について臨床心理学的視点から論じる。

〈心理教育〉

本研究において対象とした心理的支援の導入部分である心理教育による被害者自身の【症状・困難さの理解】が、困難軽減の第一歩となることが示された。同時に、弁護士や家族など身近な人たちの【症状・困難さの理解】が回復にとって重要であった。自他ともに【症状・困難さの理解】をすることが、調停または裁判参加や心理的支援参加への動機づけを高め、促進要因にもなった。これらのことから、本研究では現実場面に則したDV被害者の症状や困難さを分かりやすく具体的に説明する〈心理教育〉の重要性が見出された。

DV被害者の記憶について、加茂（2010）は「著しく詳細で場合によっては過剰に具体的ともいえるような部分と数年の様子がまったく抜ける部分」があるとしており、それに関連した語りは本研究での当事者にも多く見受けられた。これらが症状の一つであるとい

うことを、具体的かつ専門的な心理教育にて初めて知る事となり、安心に繋がる。

また、本研究では調停や裁判手続きにおいて、加害者に関連した書類を避けるなど様々な回避が見られたことが語りの分析から明らかになった。それらの回避が調停や裁判手続き遂行での大きな障壁となっていることも示唆された。トラウマ反応の回避について、石丸・金（2009）によると「記憶や感情に対する頭の中での回避」と、「状況や場所に対する現実場面での回避」があり、本研究においても記憶想起に対する回避と、書類が読めないなど行動の回避が見られた。例えばCさんは弁護士からの連絡について、「弁護士さんからのものでなくても、どこにでもある、こう、緑色の封筒があって。あの色のものが関連してだめになってしまって」といったように、回避は広がっていき、日常生活に支障が出ていた。この回避の原因も分からず、裁判やこれからの生活の見通しが立たないことで、さらに不安や恐怖が広がる。小西（2010）は、被害による感情や起こり得る事象についての情報で安心する被害者がいることから、「知識と見通し」を持つための心理教育を提案している。廣幡・金（2010）は、トラウマの後でよくみられる反応についての〈心理教育〉を行う目的として、「症状や問題を明らかにすること、そのような症状や問題は正常な反応であると患者が捉えなおすこと、そのような症状や問題は PTSD を治療することで軽減すると希望をもってもらおうこと」としている。

また、本研究の結果において、プロセスの後退あるいは促進要因となったのは、〈他者とのかかわり〉である。支援者との関わりを見ていと、〈心理教育〉をはじめとした心理的支援を通して関わっていくことになる。支援者という他者と関わることで孤独感の解放のきっかけとなり、身近な人からの理解に繋がる。Eさんは、「今その本を読んだりサイトを見たりするのよりも、カウンセリングのほうが効果があるって、やっぱり言葉で言われるからだと思うんですね」と述べており、支援者が被害者に起こり得るトラウマ反応などを心理教育のなかで説明する際にも、本人の状況に沿って分かりやすく具体的に行うことでより理解が進む。これは心理教育をはじめとした心理的支援は、支援者から一方的に行うものではなく、インタラクティブに行う必要性も示唆している。

〈プラクティス〉

当事者が抱えていた回避などの困難に対する理解が心理教育によってなされた後は、心理的支援の次のステップに移る。ここでは、この支援が当事者自らの積極的参加型の支援であると認識している事が示された。回避できない回避不可避状況において〈プラクティス〉を行うことで、自主的に行う能動行動へと繋がるプロセスが明らかになった。〈プラクティス〉というのは、〈情報のインプット〉や〈感情のアウトプット〉を反復練習として繰り返し実践することであった。このように繰り返し行われることによって【馴化】が起こり、【不安・恐怖の軽減】に繋がる事が示された。【馴化】とは、馴れていくことで刺激に対する反応が減っていく過程のことであり、長時間にかけて繰り返し与えられることにより生じるものである。〈プラクティス〉は繰り返し、文書を読む・録音を聴くといった〈情報のインプット〉を行ったり、記憶を想起させたりしながら、情報についての〈感情のアウトプット〉を行っていた。不安の軽減を自分自身が把握できる役割を担ったのが、現実場面において不安を感じる状況がリスト化された不安階層表であった。SUDS (Subjective Units of Discomfort Scale：苦痛の主観的評価尺度) を用いて不安階層表を作成すること

で、自らの不安の変化について視覚的に捉えることができ、達成感や支援参加の動機づけ要因になることが示唆された。支援を受ける目的や〈プラクティス〉を行う目的が明確であるだけでなく、不安を視覚的に捉えることができることや、どの段階まで達成できたかなどの明確性がこの支援らしさであることが見出された。Eさんは、「裁判の過程でやらなきゃいけないことに対して数字をつけてるっていう感じ」と、〈プラクティス〉の目的が明確であることを述べており、「やっぱり良くなってるんだとか分からないと続かないですよ」とも述べており、目的の明確性は回復促進要因にもなることが分かる。

不安階層表は不安を視覚的に捉える事ができ、そのことについて他者と話し合えるというメリットも持つ。支援者とじっくり話し合いながら、〈プラクティス〉の課題に取り組むことについて、Eさんの語りを例にすると「陳述書も、結局は出さなきゃいけないもの、書くとかなので。やらなきゃいけないこと」という語りから、調停または裁判手続き遂行に必要な課題と認識しているものと考えられる。結果、仕事や子育ての忙しい間を縫ってでも積極的に取り組む姿勢が窺われた。積極的に参加する〈プラクティス〉の前に、十分な心理教育によって調停または裁判参加・支援参加の動機づけが高まっていることが〈プラクティス〉遂行の促進に繋がっていた。

【総合考察】

本研究では、調停または裁判過程でのDV被害者の様々な困難に対応する心理的支援について被害者の視点を取り入れながら検証した。本研究の結果、調停または裁判過程において、DV被害女性が多く困難を抱えていることが示された。本研究において、安心して話せる場において過去を振り返り、記憶の再構築を行うことが回復におけるプロセスの重要なステップであることが示唆された。身近な人たちに対して感謝とともに遠慮が介在するため相談しにくいことの影響から、安心して話せる場として支援場面がその場を担っていることが示唆された。また、本調査参加者の語りから心理的支援の一つである心理教育の有用性が示唆された。被害者の心理や困難さを十分理解した上で、フィードバックしていく心理教育は、当事者だけでなく家族や弁護士など、被害者の周りの人たちに対して行うことも有効であり、回復の一助となっていた。

本研究では、読む（見る）・話す・聴くなど五感を使った取組みが文書の内容理解や能動行動促進に繋がることが示唆された。本研究では調査協力者の語りから心理的变化や回復プロセスを質的に分析したが、本研究で得られた結果をもとにして、その行動の目安となるチェックシート（課題分析）を作成し、認知や不安の程度および変化と行動の関連をはかるという方法を取り入れ、量的な分析による心身の尺度と行動段階との関連を見ていくことも今後の課題として考えられる。

限界と課題

(1) 理論的飽和について

本研究において生成したカテゴリーは、分析過程における新しい概念等が生成されない状態となるGTA（グラウンデッド・セオリー・アプローチ）の理論的飽和化には至っておらず、本研究で示したグラウンデッド・セオリーは仮説的実践モデルの位置に留まる。

調査協力者を増やし、さらなる研究を行いグラウンデッド・セオリーの実践的モデルとして確立させていく必要があるものと考えている。

さらに、本研究で使用した逐語データを別の視点から分析し直す事や、本研究において分析の対象としなかった逐語データを分析することで、より良い支援の検討に繋がる可能性もあると考えておく必要がある。

(2) 調査協力者について

本研究の結果から DV 被害者が司法と関わる場面での心理的支援の有用性について一部を明らかにすることができたが、心理的支援による心理的効果の全容を明らかにしているとはいえない。対象者の5名は数少ないトラウマの専門家にアクセスまたは紹介されてきた被害者であり、データの偏りが存在している可能性は否めない。しかしながら、調停と裁判では手続き等の異同や被害者によって状況は異なるものの、書類作成または主張の困難などは、トラウマ反応が司法手続き等に及ぼす影響として共通するものだと考えてよいのではないだろうか。加害者と離れ、安心および安全に生活していくためには司法手続きが必要となる被害者が少なからずいることから、被害者の負担が軽減できるよう様々な領域から多角的に支援をする必要がある。心理的支援の途中での被害者へのインタビューが心理的支援の妨げにならないよう検討することが今後の研究において重要であり、インタビューをお願いすることで二次被害の影響の可能性も受けとめておく必要がある。調査にあたり DV について事前に十分理解し、どのようなインタビューが被害者にとって負担になるかということ専門知識のある第三者から客観的な助言を受けることも必要であると考えている。

本研究でのインタビューにおいて、支援によるマイナス面について尋ねたが、協力者全員からマイナス面に対しては、「ない」という回答であった。支援が終了している協力者もいたが、支援継続中の協力者もいたことから、マイナス面を伝えることの影響を考える可能性も否定できない。マイナス面に関する回答の負担をいかに軽減するか、被害者の言葉からその深層を理解するよう努める必要がある。

今後の支援に向けて

本研究では、支援者と被支援者の一対一の心理的支援について検討した。複数名を対象とした支援が可能となれば、支援者不足の解消やコストの削減が期待できる。また、ピア（仲間）で共感し、支え合うことにより、自分だけではないという安心感や孤独感の解放に繋がる。経験者から経験談を聞き、自らの経験を話し、情報交換の場にもなる「他者とのかわりの場」にもなる。一対一で個別性に沿った心理的支援と、複数名で関わる心理的支援の準備が被害者の多様な困難の軽減に貢献できるのではないだろうか。また、本調査における被害女性の語りでは、調停または裁判で争う相手である夫（あるいは元夫）に対して、加害者、相手側、元夫、夫、彼、父親など様々な言葉で表現されていた。表現の違いは、心理的回復によって相手側に対する捉え方の変化によるものかもしれない。しかし、被害女性にとって、ある一人の人が加害者であり、夫（元夫）でもあり、子どもの父親でもあるということである。そのため、加害者から受ける被害は他方に渡り、その辛さは計り知れない。被害者の失うものは限りなく多いことから、調停や裁判を終えた後の様々な喪失

に対するケアや今後の生活に向けてのサポートも見逃すことはできない。調停または裁判が終了しても被害者の安心した生活確保への道のりの途中であることを踏まえ、裁判終了後も自立に向けて被害者のニーズに沿った追加的支援が必要である。

【付記】

本論文は、平成23年度武蔵野大学大学院人間社会研究科修士論文を一部抜粋、加筆、修正したものである。本研究を行うにあたりインタビューにご協力いただいた皆様、ご指導賜りました武蔵野大学大学院の小西聖子教授に心よりお礼申し上げます。

引用文献

- 有蘭博子 (2009). 第19章 弁護士との連携 小西聖子 (編) 犯罪被害者のメンタルヘルス 誠信書房
- Dawn M. Johnson, Caron Zlotnick (2009). HOPE for Battered Women With PTSD in Domestic Violence Shelters. 2009 *American Psychological Association* Vol. 40, No. 3, 234–241
- Dawn M. Johnson, Caron Zlotnick et al (2011). Cognitive Behavioral Treatment of PTSD in Residents of Battered Women's Shelters: Results of a Randomized Clinical Trial. *American Psychological Association*. Vol. 79, No. 4, 542–551
- Herman, J. L. (1996). 心的外傷と回復 (中井久夫訳) みすず書房
- 廣幡小百合・金吉晴 (2010). PTSDの心理教育 特集 患者と家族に伝えるべきことー心理教育 update- 臨床精神医学, 39(6), 2010.
- 本田りえ・小西聖子 (2010). DV被害者の治療 精神科, 17(1), 19-23.
- 本田りえ・野口普子・嶋美香・小西聖子 (2012). 総合病院精神医学 Vol.24 No.3 253-260
- 石丸徑一郎・金吉晴 (2009). PTSDに対する持続エクスポージャー法 Prolonged Exposure Therapy for PTSD 精神保健研究, 55, 89-94.
- 加茂登志子 (2004). ドメスティック・バイオレンス被害と人格への影響 ト라우マティックストレス, (2), 5-12.
- 加茂登志子 (2010). ドメスティックバイオレンス被害者への早期介入 臨床精神医学, 39(3), 311-317.
- 木下康仁 (1999). グラウンデッド・セオリー・アプローチ 一質的実証研究の再生ー 弘文堂
- 木下康人 (2010). ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて 弘文堂
- 小西聖子 (2009). 第17章 司法と犯罪被害者 小西聖子 (編) 犯罪被害者のメンタルヘルス 誠信書房
- 小西聖子 (2010). ト라우マの心理学 心の傷と向きあう方法 第5刷 日本放送出版協会
- 厚生労働省 (2009). 平成21年度「離婚に関する統計」の概況 (2011年12月1日取得 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/rikon10/index.html>)
- Kubany ES, Hill EE, Owens JA et al (2004). Cognitive trauma therapy for battered women with PTSD (CTT-BW). *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 72,1, 3–18.
- 中島聡美 (2010). ドメスティックバイオレンス被害者の PTSD に対する治療ー認知行動療法を中心に 臨床精神医学, 39(3), 303-309.
- Orth, U. (2002). Secondary victimization of crimes by criminal proceedings. *Social Justice Research*, 15, 313-325.
- Parsons J, Bergin T. (2010). The Impact of Criminal Justice Involvement on Victims' Mental Health, *Journal of Traumatic Stress*, 23, 2, 182–188.
- 鈴木隆文・麻鳥澄江 (2004). ドメスティック・バイオレンス改訂版 援助とは何か 援助者はどう考え行動すべきか 教育史料出版会
- 吉田博美・小西聖子・井口藤子・加茂登志子 (2008). Prolonged Exposure Therapy の PTSD への効果研究 暴力の被害を受けた女性10名に対して 心理臨床学研究 26(3), 325-335.